

## 「地域における協力に関する協定」の締結

市内郵便局等（27 局）と豊岡市は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりを目指すため「地域における協力に関する協定」を締結する。

### 1 内容

市内郵便局等は、業務中に道路等の異状や不法投棄、住民等の異変を発見した場合に、市に情報を提供する。

#### (1) 見守り項目等

項目	活動例	連絡先
道路	道路の亀裂・陥没、土砂崩れ等の道路の損傷を発見した場合、指定された連絡先に連絡する。	(1) 豊岡地域 …市役所本庁 (2) その他 …各振興局 (国県市道に関わらず)
不法投棄	不法投棄と思われる廃棄物を発見した場合、指定された連絡先に連絡する。	(1) 市全域 …市役所本庁
人	地域の住民等の異変を発見した場合、指定された連絡先に連絡する。	(1) 緊急事態 …警察・消防署 (2) その他※ …市役所本庁

※その他…郵便物が長期間たまっている場合等

#### (2) 連絡の流れ

- ア 事案の発見
- イ 連絡（郵便職員→豊岡郵便局総務部）
  - ※ 緊急事態は直接警察または消防署へ通報
- ウ 通報（豊岡郵便局総務部→豊岡市）
- エ 対応

### 2 開始時期

平成 29 年 2 月 1 日

[問合せ]

豊岡郵便局総務部                      Tel 0796-23-0265  
 豊岡市政策調整部政策調整課      Tel 0796-21-9022